

# 開催基本構想に位置付けるべき方策について

審議事項(2)

滋賀県らしい大会に向けた具体的な取組やアイデアについて  
(第2回・第3回専門委員会での意見)

## 1. スポーツ振興全般

(1) 障害者のスポーツ参加の促進

スポーツの普及

競技力の向上

スポーツ環境の整備

(2) 障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進

障害者理解の促進

広範なスポーツ関係者との連携

(3) 障害者のスポーツ活動支援者の養成

指導者の養成・確保

サポーターやボランティアの養成・確保

## 2. 開催準備・運営

(1) 国体との一体的な取組

ボランティア・審判員の養成

広報

県民運動

(2) 運営面での工夫

式典

おもてなし

施設・設備

第2期滋賀県スポーツ推進計画  
(平成30年3月策定)

滋賀県競技力向上基本計画  
(平成29年7月改定済)

に位置付け

第4回専門委員会で議論

# 開催基本構想に位置付けるべき方策 1. スポーツ振興全般

全スポ専門委員会(第2回・第3回)での意見	第2期滋賀県スポーツ推進計画・滋賀県競技力向上対策基本計画への反映状況 (→開催基本構想に反映)
<b>(1) 障害者のスポーツ参加の促進について</b>	
<b>スポーツの普及</b>	
<p>①スポーツイベントの企画、開催。                  ②イベントが発展・継続するよう、イベント後のフォローをする。                  ③びわ湖を中心に、ウォーキングやウォークラリーなど誰でも参加できる体験型イベントを県内各地で行い、スポーツ参加を働きかける。                  ④各市町のスポーツ推進委員が関わるスポーツイベントや、地域総合型スポーツクラブの障害者のスポーツ参加事業などに、障害者の参加を促す取組が必要。                  ⑤地域で行われる小規模な文化イベント、スポーツイベント等に障害者スポーツを体験できるようにする。                  ⑥体験型イベントを開催し、発掘・育成に力を入れる。                  ⑦スポーツを始めるきっかけづくりや、余暇活動でのスポーツ拠点づくりが必要。                  ⑧学校在籍時からスポーツに親しむため、学校の先生がクラブ活動に取り組みやすい環境づくりが必要。                  ⑨感性に訴える体験をするには、できる限り低年齢の子どもたちから、意識づける活動をしていくとよい。                  ⑩重度障害者が参加できるスポーツ(ボッチャ・風船バレー)を知ってもらう活動を企画する。                  ⑪重度障害、在宅障害者などができる種目の開発をする。                  ⑫障害者スポーツに関する取組の情報を県民にわかりやすく示していく必要がある。</p>	<p><b>第2期滋賀県スポーツ推進計画 (H30.3策定)</b></p> <p>1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実                  (5) 障害のある人の参加機会の拡大                  ① 地域における参加機会づくり</p> <p>4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化                  (1) 地域とスポーツ団体との連携・協働の推進                  ② 障害者スポーツ関係団体との連携、協働</p> <p><b>滋賀県競技力向上基本計画 (H29.7改定済)</b></p> <p>1 選手の育成・強化                  (5) 障害者スポーツの普及・選手の拡大 ア・イ</p>
<b>競技力の向上</b>	
<p>①選手の発掘イベントを定期的に行う。(年2回など)                  ②団体競技の強化を図るために、養護学校に強化指定校を設置する。または、支援学級所属の団体競技クラブ所属の選手を集め強化クラブをつくる。                  ③パラアスリート発掘イベントなどの魅力的なイベントを実施する。                  ④体験型イベントを開催し、発掘・育成に力を入れる。(再掲)                  ⑤障害者の練習会に各競技の専門家から指導を受けられる機会をつくる。</p>	<p><b>第2期滋賀県スポーツ推進計画 (H30.3策定)</b></p> <p>5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大                  (1) 選手の育成・強化                  ⑤ 障害者スポーツの普及・選手の拡大</p> <p><b>滋賀県競技力向上基本計画 (H29.7改定済)</b></p> <p>1 選手の育成・強化                  (5) 障害者スポーツの普及・選手の拡大 イ</p>

## 開催基本構想に位置付けるべき方策 1. スポーツ振興全般

全スポ専門委員会(第2回・第3回)での意見	第2期滋賀県スポーツ推進計画・滋賀県競技力向上対策基本計画 への反映状況 (→開催基本構想に反映)
<b>スポーツ環境の整備</b>	
<p>①学校在籍時からスポーツに親しむため、学校の先生がクラブ活動に取り組みやすい環境づくりが必要。(再掲)</p> <p>②スポーツを提供したいスポーツクラブとスポーツしたい障害者のマッチングが必要。</p> <p>③卒業後のスポーツ拠点、総合型地域スポーツクラブを位置づけ、学校在籍時から生徒と顔なじみになっておくためにも、学校と総合型地域スポーツクラブがタイアップした放課後活動が必要。</p> <p>④道具が無くて取り組めない施設や人たちは多い。いつでも使えるように道具を貸与できるシステムが必要。</p> <p>⑤場所・移手段・指導者等が整っていないので、特別支援学校のグラウンドや体育館を拠点として、各会場で月2回程度の活動を続けていく。</p>	<p><b>第2期滋賀県スポーツ推進計画 (H30.3策定)</b></p> <p>1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実 (5) 障害のある人の参加機会の拡大 ① 地域における参加機会づくり</p> <p>5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大 (3) 強化拠点の構築・環境の整備 ② 施設の整備・競技用具の充実</p> <p><b>滋賀県競技力向上基本計画 (H29.7改定済)</b></p> <p>1 選手の育成・強化 (5) 障害者スポーツの普及・選手の拡大 ア・イ</p>
<b>(2) 障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進について</b>	
<b>障害者理解の促進</b>	
<p>①障害者理解を呼び掛ける啓発活動にスポーツを取り込む。</p> <p>②健常者と障害者がともにスポーツをすることで障害者理解も進む。</p> <p>③障害者が健常者の中に入って行くのではなく、障害者の中に健常者が入って行くことが普通になるように、誰もが理解や工夫することが当たり前になるような意識改革が必要。</p>	<p><b>第2期滋賀県スポーツ推進計画 (H30.3策定)</b></p> <p>1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実 (5) 障害のある人の参加機会の拡大 ③ 障害者スポーツの啓発</p> <p><b>滋賀県競技力向上基本計画 (H29.7改定済)</b></p> <p>1 選手の育成・強化 (5) 障害者スポーツの普及・選手の拡大 ア</p>

## 開催基本構想に位置付けるべき方策 1. スポーツ振興全般

<p>全スポ専門委員会(第2回・第3回)での意見</p>	<p>第2期滋賀県スポーツ推進計画・滋賀県競技力向上対策基本計画 への反映状況 (→開催基本構想に反映)</p>
<p><b>広範なスポーツ関係者との連携</b></p>	
<p>①各市町のスポーツ推進委員が関わるスポーツイベントや地域総合型スポーツクラブなどに障害者の参加を促す取組が必要。                  ②健常者の陸上記録会に障害者の部門を追加する。                  ③国体選手と全スポ選手の合同練習の機会を設ける。                  ④障害者が健常者に混ざって一緒に練習会をすることで、相互に刺激を受け合い技術も含めたレベルアップを図る。                  ⑤障害者と高齢者とがふれあい、一緒にスポーツ活動ができるとよい。                  ⑥障害者も健常者も双方が「楽しい」と思える仕掛けが必要。                  ⑦風船バレーは重度障害者から健常者まで誰でも楽しむことができるスポーツなので、風船バレー大会を企画し、その場で他のスポーツも紹介する。                  ⑧障害者スポーツに関わる機会が少ないと思われる健常者の人々に「関わる・見る」機会を増やす。                  ⑨国体と全スポの壮行会、報告会を合同で行う。</p>	<p><b>第2期滋賀県スポーツ推進計画 (H30.3策定)</b></p> <p>1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実                  (5) 障害のある人の参加機会の拡大                      ① 地域における参加機会づくり</p> <p><b>滋賀県競技力向上基本計画 (H29.7改定済)</b></p> <p>1 選手の育成・強化                  (5) 障害者スポーツの普及・選手の拡大 ア</p>
<p><b>(3) 障害者のスポーツ活動支援者の養成について</b></p>	
<p><b>指導者の養成・確保</b></p>	
<p>①作業所等、障害者にかかわる仕事に就いている人で、専門種目をもつ人の掘り起こしをする。                  ②特別支援学校の先生はもとより、スポーツ推進委員や地域総合型スポーツクラブのスタッフの方々が指導員資格を取得していただくことが必要。                  ③障害者スポーツ指導員が各地域の総合型地域スポーツクラブと共に活動する場として、障害者スポーツ教室を展開する。                  ④障害者スポーツ指導員の活躍できる場が少ないので、支援・協力できる場の提供を行う。                  ⑤各種研修会で、障害者スポーツの指導や障害についてのメニューを入れる。</p>	<p><b>第2期滋賀県スポーツ推進計画 (H30.3策定)</b></p> <p>1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実                  (5) 障害のある人の参加機会の拡大                      ② 指導者の養成</p> <p>5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大                  (2) 指導体制の充実                      ② 指導者の養成・資質向上</p> <p><b>滋賀県競技力向上基本計画 (H29.7改定済)</b></p> <p>2 指導体制の充実                  (2) 指導者の養成・資質向上 オ</p>

## 開催基本構想に位置付けるべき方策 1. スポーツ振興全般

全スポ専門委員会(第2回・第3回)での意見	第2期滋賀県スポーツ推進計画・滋賀県競技力向上対策基本計画 への反映状況 (→開催基本構想に反映)
<b>サポーターやボランティアの養成・確保</b>	
<p>①県民に聴覚障害者との交流をきっかけに手話に興味をもってもらい、手話サークル等に関わる方を増やす取組が必要。(県聴覚障害者福祉協会の活動との連携)</p> <p>②伴走教室の開催。(日本盲人マラソン協会からの講師派遣など)</p> <p>③各大学サークルなどと緊密に連携し、協力をお願いする。</p> <p>④視覚障害者に対する同行援護従業者(付添)の養成。</p>	<p><b>第2期滋賀県スポーツ推進計画 (H30.3策定)</b></p> <p>1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実            (1) 県民総スポーツの機会づくりの推進                ② スポーツボランティア活動の充実</p> <p>2 スポーツの持つ多様な価値の共有            (3) スポーツイベント等におけるボランティア活動の応援・促進</p> <p>6 地域の特性を活かした大会レガシーの創出            (3) スポーツボランティア活動の取組</p> <p><b>滋賀県競技力向上基本計画 (H29.7改定済)</b></p> <p>3 強化拠点の構築・環境の整備            (6) 広報を通じた県民の機運醸成 イ</p>

## 開催基本構想に位置付けるべき方策 2. 開催準備・運営

全スポ専門委員会(第2回・第3回)での意見	開催基本構想に位置付けるべき方策
<b>(1) 国体との一体的な取組について</b>	
<b>1. ボランティア養成</b>	
<p>①国体と全スポのボランティアを一体的に募集・養成する。                  ②国体・全スポに向け、県内ボランティア組織を県で統括し、情報提供や協力依頼できるネットワークをつくる。(県内各種イベント等でボランティア慣れしてもらう。)</p>	<p>①国体・全国障害者スポーツ大会の運営ボランティア募集・養成を一元化し、可能な限り両大会の運営に関わってもらえる体制を構築する。                  ②運営ボランティアはもとより、選手団サポートボランティアも含め、大会終了後も「スポーツボランティア」として継続して活動してもらいやすい体制を構築する。                  ③障害に関する知識の普及や障害者理解の促進に向け、講習会などの機会を充実させる。</p>
<b>2. 審判員養成</b>	
<p>①審判の方々にも全スポを視野に入れていただく必要がある。</p>	<p>①各競技団体や福祉団体と連携し、全国障害者スポーツ大会に向けた審判員や有資格ボランティア等の役員養成の計画を早期に策定し、養成に努める。                  ②障害に関する知識の普及や障害者理解の促進に向け、講習会などの機会を充実させる。</p>
<b>3. 広報</b>	
<p>①キャラバン隊を組んで県下を回る。                  ②障害者スポーツ体験ブースを作って、県民の方々にアピールする。                  ③障害者スポーツに関する取組の情報を県民にわかりやすく示していく必要がある。(再掲)                  ④広報・啓発の際、情報保障に配慮する。(点字、音声、字幕)                  ⑤「国体・全スポ体操(ダンス)」を作成し、テレビ(BBC)で放送する。                  ⑥企業等に公式サポーターを募り、その会社のテレビコマーシャルに「2024滋賀国体・全国障害者スポーツ大会開催を応援しています」と入れる。                  ⑦NHK、BBCなどに、選手の活動を取材していただく。                  ⑧テレビ、新聞、SNSなどのメディア媒体を有効活用し、魅力的に発信する。</p>	<p>①大会開催に向けた啓発広報や寄附募集、愛称・スローガン募集等の実施にあたり、国体と全国障害者スポーツ大会の情報の一元化を行うとともに、一体感ある発信を行う。                  ②大会の啓発広報に際し、障害者スポーツの普及や障害者理解の促進が図られるよう積極的な情報発信を行う。                  ③児童・生徒をはじめ幅広い年齢層に対し、障害者理解の促進に向けた発信を、継続して行う。</p>
<b>4. 県民運動</b>	
<p>①養護学校、作業所等における花の栽培。                  ②都道府県別に応援団を設定し、各種目に応援団を繰り出すとともに交流する機会をつくる。</p>	<p>①大会開催に向けた県民運動の展開にあたり、国体と全国障害者スポーツ大会の一体感ある取組を行う。</p>
<b>(2) 運営面での工夫について</b>	
<b>1. 式典</b>	
<p>①開会式や閉会式での待ち時間が長くなるので、工夫が必要。                  ②国体開催中に障害者スポーツを見てもらう機会を創出する。                  ③情報保障に配慮する。(点字、音声、字幕)                  ④障害者ができる限り運営に関わる場面をつくる。(試合入場の際の誘導役や、表彰式のメダル贈与時の記念品等の贈呈役を障害者が担う等)(1)-1より移動</p>	<p>①式典運営に際し、情報支援の充実を図る。                  ②カウントダウンイベントや炬火イベント等、両大会の関連行事の一元化に積極的に取り組む。                  ③選手等への負担軽減に配慮した式典・会場設営を行う。                  ④障害者の大会運営への参画の機会をできる限り確保する。</p>
<b>2. 競技会</b>	
<p>①重度障害者も参加できる種目の工夫。                  ②滋賀ならではの水上スポーツの実施。                  ③地元の子供が選手と手をつないで試合に入場。                  ④情報保障に配慮する。(点字、音声、字幕)(再掲)</p>	<p>①大会運営・施設設営に際し、情報支援の充実を図るとともに。障害のない人との交流の機会を積極的に確保する。                  ②国体と、全国障害者スポーツ大会出場選手や観客等、相互の交流の機会を設けるよう配慮する。                  ③湖上スポーツや、パラリンピックホストタウン関連競技など、滋賀の特長を生かしたオープン競技の実施を検討する。                  ④各種大会や、イベントにおける障害者スポーツの競技体験会などを積極的に実施する。</p>
<b>3. おもてなし</b>	
<p>①県民が高く関心を持ち、自然におもてなしと寄り添いの心で向かえ送り出せるよう取り組む。(総合プロデューサーを据えて一体的に取り組む)                  ②メダルや参加章にアールブリュットや音楽焼などを活用する。</p>	<p>①相手の状態や立場に配慮した、「心のこもったおもてなし」を行う。                  ②アールブリュットをはじめとする滋賀の福祉の先進的な取組を、「おもてなし」や大会文化プログラム等の機会を活用し、積極的に発信する。</p>
<b>4. 施設・設備</b>	
<p>①障害者トイレの設置は、多ければ多いほどよい。                  ②点字ブロックや誘導マットの敷設など、会場のバリアフリーについては、当事者の意見が反映できる機会をつくる。</p>	<p>①競技者はもとより、様々な障害種別、状態にある障害者の参画のもと、会場となる施設整備や会場設営の検討を行う。</p>